様式第１号（第７条関係）

（その１）

壬生町遺族見舞金支給申請書兼請求書

令和　　年　　月　　日

壬生町長　小菅　一弥　様

　壬生町犯罪被害者等支援条例施行規則第７条の規定により、次のとおり遺族見舞金の支給を申請します。また、遺族見舞金の支給決定後、遺族見舞金を次の口座に振り込むよう請求します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 住　　所 |  |
| 氏　　名 |  |
| 電話番号 |  |
| 被害者との続柄 |  |
| 被害者 | 犯罪行為が行われた時の住所 |  |
| フリガナ  氏　　名 |  |
| 生年月日 | 年　　月　　日 |
| 死亡年月日 | 年　　月　　日 |
| 犯罪行為が行われた日時 | | 令和　　　年　　　月　　　日　午前・午後　　時　　分 |
| 犯罪行為が行われた場所 | |  |
| 犯罪行為による被害の  発生状況 | |  |
| 取扱警察署等 | | 都道府県　　　　警察署  受理年月日　　　　年　　　月　　　日  受理番号　　　　　番　罪名 |
| 死亡前の重傷病見舞金の  支給の有無 | | 有　　・　　無 |
| 遺族見舞金の額 | | ３０万円　　　　　２０万円 |
| 備　　考 | |  |

振込先

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 口座振込 | 金融機関名 |  | 支店名等 |  |
| 種別 | 普通　・　当座 | 口座番号 |  |
| フリガナ  口座名義 |  | | |

（その２）

代表者の選任等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者が第１順位遺族の代表者として遺族見舞金を申請、請求及び受領することに同意  します。 | | | |
| 申請者以外の第１順位遺族の氏名  (自署しない場合は、記名押印して下さい。) | 被害者との  続柄 | 住　　　　所 | 連絡先 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

※　欄が足りない場合は、適宜追加してください。

※　該当者がいない場合は、空欄に斜線を引いてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第１順位遺族である者のうち、上記欄の同意ができない者の理由について、次のとおり申し出ます。 | | |
| 第１順位遺族の氏名 | 被害者との  続柄 | 同意ができない理由（未成年者、所在不明等） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※　欄が足りない場合は、適宜追加してください。

※　該当者がいない場合は、空欄に斜線を引いてください。

（その３）

誓約・同意事項

|  |
| --- |
| 【誓約事項】  (1) 壬生町犯罪被害者等支援条例施行規則第５条に規定する遺族見舞金の支給の制限に該当しないこと。  (2) 遺族見舞金の受給後に、偽りその他不正の手段により見舞金の支給の決定若しくは支給を受けたこと又は壬生町犯罪被害者等支援条例若しくは壬生町犯罪被害者等支援条例施行規則の規定に違反したことが判明した場合は、同規則第１１条の規定に基づき、既に支給を受けた遺族見舞金を速やかに返還すること。  (3) この申請において第１順位遺族が複数人いるとき、遺族見舞金の支給の決定を  受けた後にこの遺族見舞金を受け取るべき遺族が判明したとき等、他の遺族との  調整が必要となる場合は、私の責任において解決すること。  【同意事項】  (1) 遺族見舞金の受給資格を確認するため、町が保有する私及び被害者に関する住民基本台帳の記載事項、壬生町犯罪被害者等支援条例施行規則第３条各号の該当の有無その他遺族見舞金の申請に関して必要な情報を確認すること。  (2) 被害者が犯罪行為により受けた被害の内容、病名、診療の経過等について、町が管轄の警察署、医療機関その他の関係機関に確認し、回答を得ること。  私は、遺族見舞金の支給を申請するに当たり、上記の誓約事項及び同意事項を確認の上、誓約及び同意します。  申請者氏名  （自署しない場合は、記名押印してください。） |

添付書類

１　被害者の死亡診断書、死体検案書その他の当該死亡被害者の死亡の事実及び死亡の

　年月日を証明することができる書類　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 □

２　申請者と被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書　　　　　　　 □

３　申請者が被害者と婚姻の届出をしていないが、被害者の死亡の時に事実上婚姻関係

　と同様の事情にあったことを確認することができる書類　　　　　　　　　　　　　　 □

４　申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあっ

　た者を含む。）以外の者であるときは、第１順位遺族であることを証明することがで

　きる書類　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 □

５　申請者が壬生町犯罪被害者等支援条例施行規則第４条第１項第２号に該当する者で

　あるときは、犯罪行為が行われた時に被害者の収入によって生計を維持していた事実

　を確認することができる書類　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 □

６　その他町長が必要と認める書類　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 □